

## 序議付議事案書

開催・令和7年3月12日

所管部課	子ども未来部 子育て支援課	部長	志村 明子		
件 名	令和7年度東大和市子育て応援給付金事業実施要綱について				
	区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項		
関係事項	条例規則				
事項	部課機関	福祉推進課			
<b>1. 要旨</b>					
物価高騰の影響を受けている子育て世代に対し、臨時的な支援策として、市独自による子育て応援給付金事業を実施するため、必要な事項を定めるものである。					
<b>(1) 支給対象者</b>					
次のいずれにも該当する児童の保護者					
①令和7年6月1日時点で市内に住民票のある平成19年4月2日から令和7年4月1日までの間に生まれた児童（令和7年4月1日時点で0歳～17歳）					
②東大和市住民税非課税世帯臨時特別給付金（他の地方公共団体が支給した同様の給付金も含む）の「こども加算」の対象となっていない児童					
<b>(2) 支給額</b> 対象児童一人あたり 10,000 円の電子マネーまたは QUO カード					
<b>(3) 施行日</b> 令和7年4月1日					
<b>(4) 影響及び効果</b>					
東大和市住民税非課税世帯臨時特別給付金（他の地方公共団体が支給した同様の給付金も含む）の「こども加算」の対象となっていない子育て世帯に給付金を給付することにより、全ての子育て世帯を支援するという市の姿勢を示すことができる。					
申請時に東大和市 LINE 公式アカウントへの友だち追加をしてもらうことで、LINE を通じて子育て世代の意見の聴取や、市からの情報提供等が可能となり、今後の施策に活用することができる。					
<b>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</b>					
令和7年2月補正予算（第6号補正）で予算計上済み（令和7年度に繰越）。					
<b>3. 留意事項（問題点等）</b>					
事業は、令和7年度に実施（事業予定 6月下旬：通知、7～8月：申請・給付）。					
<b>4. 主管部処理案（検討結果等）</b>					
序議終了後、速やかに制定事務を進めたい。					
<b>5. 審議結果</b>					

注：定例序議の場合は、金曜日の正午までに提出。